

平成17年5月16日
警察庁交通企画課

道路交通法と警察の取締りについての公開質問に対する御回答

貴法人からの公開質問につきましては、警察庁交通局交通企画課において、下記のとおり回答させていただきます。

1 質問1について

(回答)

貴法人が実施されたアンケート結果については、今後の交通警察行政を推進するに当たり、参考にさせていただきたいと思っております。

2 質問2について

(回答)

車両の最高速度については、道路交通法第22条第1項の規定により、道路標識等により最高速度が指定されている道路においてはその速度を、その他の道路においては道路交通法施行令で定められている法定速度を最高速度とすることとされております。

まず、法定速度については、道路の設計速度を基本と考えつつ、交通の実態を勘案した上で定められております。

また、道路標識等による最高速度規制については、都道府県公安委員会が、交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止という目的を達成するため、道路の設計速度、道路構造、自動車の実勢速度、交通量、交通事故の発生状況、交通安全施設等の整備状況、沿道環境等の諸条件を総合的に勘案して個別に定めております。

交通規制については、道路や交通の実態等に照らして、合理的かつ適正に行われるべきものと考えておりますことから、今後も交通実態等の変化を把握するとともに、安全かつ安心に暮らしたいとの地域住民の要望・意見も考慮の上、随時、点検や見直しを行っていきたいと考えております。

3 質問3について

(回答)

最高速度違反は、重大な交通事故につながる危険な違反でありますことから、警察としては、交通事故防止を図る観点から、最高速度違反に対する取締りを実施しております。

取締りに当たって、「取り締まる警察官が身を隠してやっている」とのご指摘ですが、確かに、交通違反取締りは、警察官の姿を見せた取締りのみならず、警察官の姿を見せない取締りがあります。これは、仮に、警察官の姿を見せた取締りだけを実施した場合、警察官の姿が見えない時には交通ルールを無視する運転者が増え、交通事故が多発することが懸念されることから、交通事故防止上、警察官の姿を見せない取締りも実施することも必要であるとの考え方によるものです。

4 質問4について

(回答)

交通違反取締りに当たっては、交通の実態、交通事故の発生状況、交通違反の実態、国民の取締り要望等を勘案して、取締り時間帯や取締り場所を選定し、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向した取締りを実施しております。

なお、予算確保を目的とした数値目標はありません。

5 質問5について

(回答)

交通違反取締りに当たっては、交通の実態、交通事故発生状況、交通違反の実態、国民の取締り要望等を勘案して、取締り時間帯や取締り場所を選定し、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向した取締りを実施しております。

また、違反者に対しては、取締りの現場において、交通事故の発生実態等から取締りを実施したことについての理由を説明したり、違反者を対象とする講習を受講させるなどの方法により、反省の気持ちや遵法意識を持たせるよう努めております。

6 質問6について

(回答)

交通事故をなくすためには、国民一人一人が常に交通ルールを守り、交通事故を起こさないよう、あるいは、交通事故に遭わないよう行動することが必要不可欠であり、そのためには、ご指摘のとおり、交通安全教育の果たす役割は極めて重要であると考えております。

警察においては、関係機関・団体と協力しつつ、国家公安委員会が定めた交通安全教育指針を基準として、幼児、児童、中学生、高校生といった各段階毎に必要な交通安全教育を段階的かつ体系的に実施しているところであり、引き続き、その充実に努めていきたいと考えております。